

訛証官任命

內閣人第七八号

案起令和四年五月二六日

決定 令和四年五月二十七日
裁可 上奏 令和年月日
令和 年月日

公布 令和 年 月 日
令和 年 月 日

內閣官房長官
總

内閣總理大臣

內閣官房副長官

日
聲
識

卷五

内閣總務官

大西
松生

閣

内

卷之三

金子（恭）國務大臣
古川國務大臣
林國務大臣
鈴木國務大臣
末松國務大臣

倒立著直如

後
山
齊
萩
金子
日
華
生
田
(一)
子

原國政 藤田國政 藤田國政

務大臣

血脉虚寒证

野 二 西 小 岸

田 湯 銘 林
國 國 國 國 國

務大臣

正月廿二日

若山松牧

島野際宮國

務大臣

最高裁判所事務総長

中
村

慎

高等裁判所長官に任命する

(六月二十三日以降発令予定)

最高裁人任第910号

令和4年5月25日

内閣総理大臣・岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 大 谷 直 人

(公印省略)

高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

最高裁判所事務総長

なかむら
中 村

まこと
慎

(発令希望日 令和4年6月23日以降)

高等裁判所長官任命資格調

(令和4年6月23日以降)

補職さるべき序	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
東京高長官	最高裁事務総長	中村 慎	60	判事補、検察官 在職通算10年 以上の者	裁判所法第42 条第1項第1 号、第3号

裁判所

年号月日事項

府

中村慎

平成

五

四

一二

判事補の職務の特例等に関する法律第一条の規定に

より判事の職務を行わしむる者に指名する

最高裁判所

六

四

一一

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務省

一一

一四

総合外交政策局国連政策課国際平和協力室に併任す

る

外務事務官（条約局）に併任する

外務省

条約局の併任を解除する

七

四

一

外務事務官

（国際連合日本政府代表

部）に転任させる

二等書記官を命ずる

総合外交政策局国連政策課国際平和協力室に併任す

る（併任の期間は平成七年四月三〇日までとする）

五二六 東京出発

ニュー・ヨーク着任

2丁

八

四一 一等書記官を命ずる

3丁	裁判所	年号	月	日	事	項	外務省	中村慎
平成	九	四	一	帰朝を命ずる				
五	一〇	ニュー・ヨーク出發						
一一	帰朝（東京）							
一五	辞職を承認する							
一六	簡易裁判所判事兼判事補に任命する							
一九	東京簡易裁判所判事に補する							
二一	東京地方裁判所判事補に補する							
二四	大阪地方裁判所判事に補する							
二七	東京簡易裁判所判事補に補する							
判事に任命する	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	外務省	中村慎
最高裁判所裁判所調査官に充てる								
内閣								

4丁	裁 判 所	年 号 月 日 事	項	中 村 庁 名
平成一二	五 二七	東京地方裁判所判事に補する		
一一	一一	最高裁判所裁判所調査官に充てる		
一一	一一	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く		
一一	一一	最高裁判所事務総局総務局第二課長を命ずる		
一一	一一	兼ねて最高裁判所事務総局総務局第三課長を命ずる		
一一	一一	最高裁判所事務総局総務局第二課長を免ずる		
一一	一一	最高裁判所事務総局第三課長の兼務を免ずる		
一一	一一	最高裁判所事務総局総務局第一課長を命ずる		
一一	一一	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる		
一一	一一	最高裁判所事務総局総務局第一課長を免ずる		
一一	一一	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる		
一一	一一	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる		
一一	一一	最高裁判所判事に兼ねて任命する		
一一	一一	東京高等裁判所判事に補する		
一一	一一	東京地方裁判所判事に補する		
一一	一一	簡易裁判所判事に兼ねて任命する		
一一	一一	東京地方裁判所判事に補する		
	内 閣			
	最高裁判所			

裁 判 所

年 月 日

項

中村 振

名

序

五二六 裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事

につき任期終了

につき任期終了

二七 判事に任命する

東京地方裁判所判事に補する

最高裁判所 内閣

九二四 最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる

兼ねて最高裁判所事務総局広報課長を命ずる

二四
一
八

最高裁判所事務総局に幹部長の業務を免て不

部の事務を総括する者に指名する

五
一　一部の事務を総括する者に指名する
九　二〇　部の事務を総括する者の指名を解く

最高裁判所事務総局総務局長を命ずる

最高裁判所事務総局家庭局長の事務取扱を命ずる

最高裁判所

年
号
月
日
事

30

7

所
平成二六
一 最高裁判所事務総局家庭局長の事務取扱を免ずる

最高裁判所

判
リ
二
七
一
〇
一
〇
法制審議会幹事に任命する

最高裁判所事務総局家庭局長の事務取扱を免ずる
法制審議会幹事に任命する

最高裁判所事務総局総務局長を免ずる
一〇九

水戸地方裁判所判事に補する
水戸地方裁判所長を命ずる

一一〇 三 法制審議会幹事を免ざる

令和元九一最高裁判所事務総長に任命する

検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する

検察官特別任用分科会に所属させること

最高裁判所
法務省